



鳥取県公報

平成 27 年 6 月 2 日 (火)
第 8 7 0 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (394) (東部振興課) 2 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (395) (〃) 2 生活保護法による施術者の指定 (396) (福祉保健課) 2 農用地利用配分計画の縦覧 (397) (経営支援課) 3 農用地利用配分計画の認可 (398) (〃) 5 保安林の指定の解除予定 (399) (森林づくり推進課) 6 遊漁規則の変更の認可 (400) (水産課) 6 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (401) (技術企画課) 7 都市計画法第 66 条による告示 (402) (道路建設課) 7 土地改良区の役員の就退任 (403) (西部総合事務所農林局) 8
◇ 公 告	行政不服審査法による公示送達 (福祉保健課) 9 大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (2 件) (住まいまちづくり課) 9 都市計画の変更案の縦覧 (技術企画課) 10 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 10

告 示

鳥取県告示第394号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年7月12日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成27年5月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人つばみ畑
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
足立 陽子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、発達障がいを持つ児者とその家族に対して、発達支援、子育て支援、就労支援及び生活自立支援、支援関係者への助言相談、行政との協働に関する事業を行い、発達障がいの特性を持つ児者が地域社会で仲間と居場所を持ち、いきいきと自立した生活をし、またその家族が安心して子育てができるよう、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第395号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成27年7月26日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成27年5月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ほほえみ香房
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
中川 英雄
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市今町二丁目352
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者及びその家族に対して、障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業を行い、福祉の増進と障害者の自立支援を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第396号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」

という。)第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成27年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施術者

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
植田 悠郁	倉吉市福守町95-5	きらめき機能訓練センター	鳥取市正蓮寺114-5	平成26年7月1日
新海 直	鳥取市正蓮寺114-5	きらめき機能訓練センター	〃	〃
宮脇 大	鳥取市浜坂四丁目1-12	みやわき鍼灸整骨院	鳥取市丸山町265	〃
小林 良明	鳥取市大覚寺105-5-1	さくら鍼灸院	鳥取市湖山町東一丁目147-1	〃
福山 洋	鳥取市湖山町南三丁目163-5	医療法人社団尾崎病院	鳥取市湖山町北二丁目555	〃
杉浦 裕子	鳥取市湖山町西三丁目132-29	医療法人社団尾崎病院	〃	〃
坪内 恵美子	鳥取市福部町箭溪100	きらめき機能訓練センター	鳥取市正蓮寺114-5	〃
三田 直水	鳥取市寺町40-17	太陽堂	鳥取市寺町40-17	平成26年7月3日
石破 伸宥	鳥取市吉方町二丁目121	石破漢法院	鳥取市吉方町二丁目121	平成26年7月4日
石原 義正	米子市錦海町一丁目2-6	東洋鍼灸治療院	米子市錦海町一丁目2-6	〃
田村 仁和	米子市河岡201-47	たむら鍼灸整骨院	米子市塩町143	平成26年7月17日
竹中 浩司	鳥取市立川町四丁目125	はりきゅう気楽堂	鳥取市行徳三丁目423	平成26年7月25日
盛田 政雄	鳥取市新112-8	盛田治療院	鳥取市新112-8	平成26年8月11日
森下 一美	鳥取市南町450	もりいち鍼灸整骨院	鳥取市南町450	平成26年10月16日
森田 真司	鳥取市叶一丁目3-16	みやわき鍼灸整骨院	鳥取市丸山町265	平成27年3月1日
森川 英明	鳥取市富安304-1-103	鳥取駅前もりかわ鍼灸整骨院	鳥取市栄町706	平成27年3月20日
森岡 勝止	米子市上福原二丁目16-40	森岡あんま鍼灸・マッサージ治療院	米子市上福原二丁目16-40	平成27年3月30日
國岡 昭太郎	鳥取市吉方温泉町一丁目103	國岡鍼灸小児鍼治療所	鳥取市吉方温泉町一丁目103	〃
山岡 望美	岩美郡岩美町岩本1159-4	なおと整骨院	鳥取市扇町87	平成27年4月6日

鳥取県告示第397号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥

取県農業農村担い手育成機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

次の農用地利用配分計画に係る書類

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
米子市淀江町西原518 谷田 稔	米子市淀江町淀江、淀江町西原及び淀江町福井の一部
米子市福市500-1 中谷 繁子	米子市福市の一部
米子市夜見町2345-1 泉 新一	米子市彦名町及び夜見町の一部
西伯郡伯耆町坂長1223-1 志直 充年	米子市下安曇の一部
米子市長砂町310-4 小谷 空	米子市今在家の一部
米子市下新印1206 株式会社柳谷ファーム	米子市古豊千、水浜、赤井手、高島、上新印、下新印、一部及び東八幡の一部
倉吉市巖城1601-3 吉村 年明	倉吉市上余戸及び大原の一部
倉吉市尾原500-1 農事組合法人灘手東部	倉吉市穴沢の一部
岩美郡岩美町大字岩常699-1 農事組合法人ドリームファーム二上	岩美郡岩美町大字岩常の一部
岩美郡岩美町大字大谷58 農事組合法人大谷生産組合	岩美郡岩美町大字大谷の一部
岩美郡岩美町大字岩常132 横田 博則	岩美郡岩美町大字岩常の一部
岩美郡岩美町大字新井550 福上工業株式会社	岩美郡岩美町大字本庄の一部
東伯郡琴浦町大字別宮568-1 農事組合法人別宮営農組合	東伯郡琴浦町大字別宮の一部
鳥取市大覚寺150-78 株式会社アール企画	東伯郡北栄町六尾の一部
東伯郡北栄町六尾324 井中 信一	東伯郡北栄町六尾の一部
倉吉市津原700-1 農事組合法人津原ファイヤフライズ倶楽部	東伯郡北栄町大島の一部
東伯郡北栄町原1218-1 秋山 充雄	東伯郡北栄町六尾の一部
倉吉市中江299-8 K I S H I D A 総業株式会社	東伯郡北栄町下神の一部
東伯郡北栄町妻波1557-17 三谷 尊仁	東伯郡北栄町妻波の一部
東伯郡北栄町原830 農事組合法人原東部	東伯郡北栄町原の一部
西伯郡大山町保田14 齋木 幸雄	西伯郡大山町上萬及び保田の一部
西伯郡大山町保田13 石原 貞次	西伯郡大山町上萬及び保田の一部
西伯郡大山町羽田井1619-8 佐藤 修	西伯郡大山町羽田井の一部
西伯郡大山町塩津10-1 高見 利洋	西伯郡大山町羽田井の一部
西伯郡大山町退休寺185 山根 勝博	西伯郡大山町羽田井の一部
西伯郡大山町塩津247 高見 真照	西伯郡大山町羽田井の一部
西伯郡大山町退休寺385 荒木 正昭	西伯郡大山町羽田井の一部
西伯郡大山町退休寺387-1 小倉 幸雄	西伯郡大山町羽田井の一部
西伯郡大山町豊房1620-1 農事組合法人 豊山会	西伯郡大山町豊房の一部
西伯郡大山町保田8 田中 好道	西伯郡大山町安原、上萬及び保田の一部

西伯郡大山町御来屋300-1 近藤 啓太	西伯郡大山町倉谷の一部
日野郡日南町上石見841-3 小谷 真二	日野郡日南町神戸上の一部

2 縦覧に供する期間

平成27年6月2日から2週間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部経営支援課

4 意見書の提出

利害関係人は、この公告に係る農用地利用配分計画について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第398号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構から申請のあった次の農用地利用配分計画を平成27年5月28日認可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成27年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
米子市淀江町中西尾245 森田 悦子	米子市淀江町福頼の一部
米子市彦名町6159 公本 英夫	米子市富益町の一部
米子市諏訪503 長谷川 光昭	米子市諏訪の一部
西伯郡日吉津村大字日吉津947-1 川口 剛敏	米子市二本木及び淀江町佐陀の一部
米子市旗ヶ崎五丁目16-14 木本 昌夫	米子市夜見町の一部
米子市東福原三丁目5-33 潮 秀男	米子市下新印及び高島の一部
米子市葭津207-4 株式会社ローソンプาร์ม 鳥取	米子市日下の一部
米子市蚊屋52 株式会社巖生産組合	米子市今在家及び赤井手の一部
米子市古市282 潮 清	米子市古市の一部
米子市淀江町稲吉782-1 野津 信久	米子市淀江町稲吉の一部
米子市淀江町淀江219 富田 行博	米子市淀江町福岡及び淀江町淀江の一部
西伯郡南部町福成1615-1 農事組合法人福成	米子市大袋、古市及び吉谷の一部
岩美郡岩美町大字岩常699-1 農事組合法人ド リームファーム二上	岩美郡岩美町大字岩常の一部
岩美郡岩美町大字岩常665 上田 邦彦	岩美郡岩美町大字岩常の一部
岩美郡岩美町大字大谷58 農事組合法人大谷生 産組合	岩美郡岩美町大字大谷の一部
岩美郡岩美町大字馬場85 大森 彰稔	岩美郡岩美町大字蒲生及び大字馬場の一部
岩美郡岩美町大字牧谷539-2 上根 慶万	岩美郡岩美町大字浦富、大字小羽尾及び大字牧谷の一部
岩美郡岩美町大字岩本338 谷口 与志一	岩美郡岩美町大字浦富及び大字岩本の一部
岩美郡岩美町大字岩井169-2 有限会社いわみ 農産	岩美郡岩美町大字宇治、大字浦富、大字岩井及び大字牧 谷の一部
岩美郡岩美町大字牧谷367 濱崎 孝雄	岩美郡岩美町大字浦富、大字相谷及び大字牧谷の一部
岩美郡岩美町大字新井550 福上工業株式会社	岩美郡岩美町大字本庄の一部
岩美郡岩美町大字高山793-1 藪内 孝博	岩美郡岩美町大字河崎及び大字高山の一部
岩美郡岩美町大字浦富2648 山内 康弘	岩美郡岩美町大字浦富及び大字相谷の一部

岩美郡岩美町大字蒲生547-1 山根 俊一	岩美郡岩美町大字蒲生の一部
岩美郡岩美町大字白地149 山本 一美	岩美郡岩美町大字白地の一部
岩美郡岩美町大字岩常132 横田 博則	岩美郡岩美町大字岩常の一部
八頭郡八頭町船岡456-5 農事組合法人八頭船岡農場	八頭郡八頭町隼郡家及び上野の一部
八頭郡八頭町米岡113-1 蓮佛 廣文	八頭郡八頭町米岡の一部
東伯郡琴浦町大字別宮568-1 農事組合法人別宮宮農組合	東伯郡琴浦町大字別宮の一部
東伯郡琴浦町大字別宮436 杉山 信一郎	東伯郡琴浦町大字別宮の一部
東伯郡琴浦町大字別宮504 徳丸 均	東伯郡琴浦町大字別宮の一部
東伯郡琴浦町大字中村522 農事組合法人立子	東伯郡琴浦町大字光、大字太一垣及び大字佐崎の一部
東伯郡琴浦町大字山川644-1 農事組合法人やまごく村	東伯郡琴浦町大字山川の一部
東伯郡琴浦町大字倉坂126 松本 一夫	東伯郡琴浦町大字倉坂の一部
東伯郡琴浦町大字倉坂145 松本 清志	東伯郡琴浦町大字倉坂の一部
東伯郡琴浦町大字逢束199 金光 俊文	東伯郡琴浦町大字逢束の一部
西伯郡南部町天萬2222-1 農事組合法人寺内農場	西伯郡南部町天萬の一部

鳥取県告示第399号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町山口字良源寺1945の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり課及び倉吉市役所に備えおいて縦覧に供する。）

鳥取県告示第400号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 漁業権者の名称及び住所
天神川漁業協同組合
倉吉市西倉吉町7-12
- 2 漁業権の免許番号
共同漁業権内共第2号
- 3 認可に係る改正の内容
平成25年鳥取県告示第667号（遊漁規則の認可について）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>2(1)・(2) 略 (3) 遊漁規則の内容 ア～カ 略 キ 遊漁料の額及び納付方法 (ア)・(イ) 略 (ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においてさお釣りをを行う場合の遊漁料は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区域</th> <th style="text-align: center;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域</td> <td style="text-align: center;">1日限り <u>4,000円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 略 ク～サ 略 (4) 略</p>	区域	遊漁料	倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域	1日限り <u>4,000円</u>	<p>2(1)・(2) 略 (3) 遊漁規則の内容 ア～カ 略 キ 遊漁料の額及び納付方法 (ア)・(イ) 略 (ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においてさお釣りをを行う場合の遊漁料は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区域</th> <th style="text-align: center;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域</td> <td style="text-align: center;">1日限り <u>3,500円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(エ) 略 ク～サ 略 (4) 略</p>	区域	遊漁料	倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域	1日限り <u>3,500円</u>
区域	遊漁料								
倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域	1日限り <u>4,000円</u>								
区域	遊漁料								
倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域	1日限り <u>3,500円</u>								

- 4 改正後の遊漁規則の施行の日
 平成28年1月1日

鳥取県告示第401号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県国土強靱化地域計画策定委員会	国土強靱化地域計画の策定に関する事項	平成27年6月2日から平成28年3月20日まで	技術企画課

鳥取県告示第402号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 米子境港都市計画道路事業 3・5・17号葭津和田町線
- 2 施行者の名称
 鳥取県
- 3 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目220

4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年中国地方整備局告示第73号の事業地のうち鳥取県米子市和田町字横道西、字東美保、字横道東、字東荒山、字高稲子、字南高稲子及び字曲り沢地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

鳥取県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大谷溜池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成27年6月2日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

退任した役員の氏名及び住所

理 事	岡 田 聰	西伯郡大山町神原192-1
〃	尾 崎 幹 男	西伯郡大山町野田31
〃	奥 田 勇 治	西伯郡大山町長田305
〃	来 海 誠	西伯郡大山町荘田104-3
〃	綾 木 正 仁	西伯郡大山町荘田670
〃	鳥 橋 幸 人	西伯郡大山町妻木577
〃	遠 藤 有 章	西伯郡大山町妻木968
〃	谷 上 弘 治	西伯郡大山町安原152
〃	池 島 義 廣	西伯郡大山町安原161-1
〃	谷 野 透	西伯郡大山町富岡21
〃	長谷川 俊 一	西伯郡大山町保田10
〃	谷 野 宣 明	西伯郡大山町平田140
〃	山 中 肇	米子市淀江町今津343
〃	灘 脇 操	米子市淀江町今津381-3
〃	橋 本 勝	米子市淀江町淀江939-1
〃	亀 山 康 夫	米子市淀江町淀江907
監 事	汐 田 博	西伯郡大山町妻木522
〃	谷 野 正	西伯郡大山町平田98

平成27年5月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	岡 田 聰	西伯郡大山町神原192-1
〃	亀 山 輝 好	西伯郡大山町野田260
〃	奥 田 勇 治	西伯郡大山町長田305
〃	来 海 誠	西伯郡大山町荘田104-3
〃	綾 木 正 仁	西伯郡大山町荘田670
〃	深 田 伊智夫	西伯郡大山町妻木471
〃	遠 藤 有 章	西伯郡大山町妻木968
〃	諸 遊 壤 司	西伯郡大山町安原126
〃	池 島 義 廣	西伯郡大山町安原161-1
〃	入 江 一 磨	西伯郡大山町富岡10

〃 長谷川 俊 一 西伯郡大山町保田10
〃 谷 野 宣 明 西伯郡大山町平田140
〃 山 中 文 男 米子市淀江町今津343
〃 灘 脇 道 雄 米子市淀江町今津381-1
〃 松 井 文 彦 米子市淀江町淀江965
〃 橋 本 慎 一 米子市淀江町淀江876
監 事 汐 田 博 西伯郡大山町妻木522
〃 谷 野 正 西伯郡大山町平田98
平成27年5月22日就任 任期4年

公 告

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第3項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

平成27年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

住所 不明

氏名 審査請求人 前田 晃子

2 公示事項

平成26年8月20日に上記審査請求人が提起した審査請求に対し、平成27年2月10日に裁決したが、審査請求人の住所が不明のため送付することができない。よって、当該裁決書の謄本は鳥取県福祉保健部福祉保健課（鳥取市東町一丁目220）において保管し、いつでもこれを交付するので、審査請求人は当庁に出頭の上受領されたい。

平成27年鳥取県公報第8681号で公告した（仮称）ナフコ南部店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成27年6月16日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、条例第3条に規定する基本方針に適合しており、条例第11条第1項第1号に該当する。

2 意見の理由

届出施設の設置場所について、条例別表第1の要件に合致しない項目があるが、総合的には支障がないと判断され、関係市町の長がいずれもそれぞれの地域づくりの支障にならないと認めている。また、条例第3条第3号に掲げる地域に該当していないことが確認され、さらに、設置届の縦覧期間及び条例第9条第1項に規定する住民説明会において、関係市町の長及び関係住民から異議を唱える意見は提出されなかったため。

平成27年鳥取県公報第8681号で公告した（仮称）ドラッグコスモス皆生店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成27年6月16日までに知事に意見書

を提出することができる。

平成27年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、条例第3条に規定する基本方針に適合しており、条例第11条第1項第1号に該当する。

2 意見の理由

届出施設の設置場所について、条例別表第1の要件に全て適合し、条例第3条第3号に掲げる地域に該当していないことが確認され、また、設置届の縦覧期間及び条例第9条第1項に規定する住民説明会において、関係市町村の長及び関係住民から異議を唱える意見は提出されなかったため。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年6月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

琴浦都市計画道路1・3・1号東伯淀江線（変更前 東伯都市計画道路1・3・1号東伯淀江線、赤碕都市計画道路1・3・1号東伯淀江線）

琴浦都市計画道路3・3・1号逢東丸尾線（変更前 東伯都市計画道路3・3・1号逢東丸尾線）

琴浦都市計画道路3・4・1号保上伊勢線（変更前 東伯都市計画道路3・4・1号保上伊勢線）

琴浦都市計画道路3・5・1号丸尾浦安線（変更前 東伯都市計画道路3・5・1号丸尾浦安線）

琴浦都市計画道路3・5・2号地藏町下市線（変更前 赤碕都市計画道路3・5・2号地藏町下市線）

琴浦都市計画道路3・5・3号花見八幡坂線（変更前 赤碕都市計画道路3・5・3号花見八幡坂線）

琴浦都市計画道路3・5・4号大山花見線（変更前 赤碕都市計画道路3・5・4号大山花見線）

琴浦都市計画道路3・5・5号梅田金屋線（変更前 赤碕都市計画道路3・5・5号梅田金屋線）

琴浦都市計画道路3・5・6号赤碕停車場花見線（変更前 赤碕都市計画道路3・5・1号赤碕停車場花見線）

琴浦都市計画道路3・6・2号逢東下大江線（変更前 東伯都市計画道路3・6・2号逢東下大江線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更なし

3 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び琴浦町建設課（琴浦町赤碕1140-1）

4 縦覧期間及び意見書の提出期間

平成27年6月2日から同年6月16日まで

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成27年6月2日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年7月5日午前	倉吉市葵町690-1	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人

9時から午前11時20分 まで	倉吉市営射撃場			
平成27年7月13日午前 9時から正午まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成27年7月27日午前 9時から正午まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成27年7月14日午前 10時から午後3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
平成27年7月28日午前 10時から午後3時まで	〃	〃	〃	〃
平成27年7月28日午前 9時から正午まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレール射撃場	〃	〃	3人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。